

第6回教育委員会

開会日時 令和4年 3月 30日(水) 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時56分
開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	長 沼 豊

出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	湯 本 隆
教育総務課長	近 藤 直 樹	学 務 課 長	星 野 邦 彦
生涯学習課長	家 田 彩 子	地域教育力推進課長	諸 橋 達 昭
指導室長	氣 田 眞由美	教育支援センター所長	阿 部 雄 司
新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹	学校配置調整担当課長	久 保 田 智 恵 子
施設整備担当副参事	千 葉 享 二	中央図書館長	大 橋 薫

出席区職員

児童相談所開設準備担当部長	佐々木 三良
---------------	--------

署名委員

教育長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。
それでは、ただいまから令和4年第6回の教育委員会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、水野次長、湯本地域教育力担当部長、近藤教育
総務課長、星野学務課長、氣田指導室長、渡辺新しい学校づくり課長、久保田学
校配置調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、家田生涯学習課長、諸橋地域教
育力推進課長、阿部教育支援センター所長、大橋中央図書館長、以上12名で
ございます。
本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により長沼委員にお願いいたしま
す。
本日の委員会は4名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により
許可しましたので、お知らせいたします。
初めに、非公開による審議とする案件の確認をいたします。
報告1「令和4年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）」及び報告2
「令和4年度区立学校管理職等異動」につきましては、人事情報のため、非公開
による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ござ
いませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように処理いたします。
それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 請願第1号 請願書

(学務課)

教 育 長 日程第一 請願第1号「請願書」について審議します。
学務課長から説明願います。

学 務 課 長 では、よろしくお願いいいたします。
お手元の資料「学-1」をご覧ください。
こちらが、提出いただきました請願書でございます。
こちらの2ページをご覧くださいと思います。
こちらに請願の願意がございまして、全ての読み上げは割愛させていただきます
ですが、3点ご紹介させていただきます。
まず、請願①「マスク着用は任意として下さい」。
次のページになります。
請願②「マスク着用は任意とした上で、着用しない児童が他児や他児の保護者
から虐めや偏見の目で見られないよう、任意ということを周知して頂きたい」。
そして、③でございますが、「運動時、体育の授業中においてはマスクを外さ

せて下さい」ということをごさいます。

現状でございすが、板橋区の教育委員会では、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」及び東京都の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】～学校の「新しい日常」の定着に向けて～」を参考としつつ、板橋区教育委員会として、学校運営上とるべき感染症リスクを低減するための指針を示すものとしたしまして「板橋区立幼稚園・小中学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を作成しております。

その上での見解でございすが、マスク着用の効果及び弊害については、区及び教育委員会では独自の医学的所見やデータを保有しないため、国や東京都のガイドライン、また、それぞれから、適宜、発出される通知に沿って対応するということが妥当であろうと考えております。

また、令和4年1月26日に回答が出された、学校や職場などでコロナ関係のウイルスに感染しないためにマスク着用が有効という医学的所見やデータが記載のある文書に関する公文書公開請求について、板橋区独自で作成、保有する当該文書のデータは存在しておりませんので、その旨を回答しており、同内容の請求を受けた区の予防対策課も同じ回答をしていると聞いています。

②でございすが、発達障がい等の事情によってマスクの着用が困難な児童・生徒への配慮については、区のガイドラインにおいても、マスクについては不織布マスクが最も高い効果を持つということ踏まえて、マスクの着用を基本としつつも、正しいマスクの着用が難しい場合など、個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行うことと記載してございす。

実際に特別支援学級等では、マスクをしていない、あるいはできない児童・生徒も数多くおりまして、教職員は特別に配慮しながら慎重に対応にあたっているところでございす。

また、区立の幼稚園においても、区のガイドラインに基づいて、小中学校と同様の対応をしております。

これは、発達段階に応じて、全ての園児がみんな同じようにできるわけではありませので、そのような配慮もしております。

なお、発達障がいなどでマスクを着用できない子どもがやはり実際いらっしゃるということです。

なお、保育園についても記載がございましたが、保育園の対応については、区の教育委員会の範疇ではございませので、今回の審議の対象とはならないということとなります。

以上のとおり、アレルギーや障がいなど身体的事情によりマスクの着用が困難な児童・生徒への配慮については、学校、教育委員会も認識しておりまして、既に安全策を講じた上で、マスクができない児童・生徒には対応しているところでございす。

区は、区で独自に作成したマスクの効果についての文書は存在しないと回答をさせていただいたところでございすが、厚生労働省は、公式ホームページで、

マスクの素材について、一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持っているということ、自分の顔にフィットしているマスクを選ぶことなどを公表しています。

また、詳細ですが、マスクは相手の吸入量を減少させる効果より、自分からのウイルス飛散を防ぐ効果がより高くなるということで、仮に50センチの近距離に近づかざるを得なかった場合でも、相手だけがマスクを着用するより、自分だけがマスクを着用する方がより効果が高く、自分と相手の双方がマスクを着用することで、ウイルスの吸い込みを7割以上抑える研究結果があるということホームページで公表しているところです。

特に室内で会話を行う場合はマスクを正しく着用する必要があるということ、また、屋外ならばマスクの着用は不要ということではないこと、感染症防止に必要な最低1メートルの間隔を担保できない場合は、マスクは重要で、自分から相手への感染拡大を防ぐために、話すときは、いずれもマスクを着用するようということも記載されています。

区では、厚生労働省が公式に公開している情報等も踏まえまして、学校の安全性と学びの継続性を判断しているところでございます。

なお、区のガイドラインにおいて、マスクの着用は屋内で身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきと考えられるとしておりますが、マスク着用を強要するものではありません。

しかしながら、学校活動においては、教室の面積や児童・生徒の人数により、児童・生徒同士の距離が十分とれる状況ばかりではないため、一人一人の健康を守るため、原則として着用させるよう指導する必要があると考えます。

なお、身体的事情等でマスクの着用が困難な場合については、学習内容や学習活動に合わせた授業への参加方法や座席配置等について、柔軟に対応することが大切でして、引き続き、児童・生徒及び保護者の理解、協力を得ながら、各学校で対応していく必要があると考えます。

これらを受けまして、3番の運動時の件でございます。

熱中症が懸念される暑い時期、体育の授業におけるマスク着用については、それぞれのガイドライン、また、区教育委員会及び東京都、文部科学省等からの通知をもって各学校に注意喚起をしております。

なお、陽性者判明時に各学校から提出される活動調査票によれば、マラソンなどの呼吸が上がる運動を行う際は、児童・生徒間の距離に配慮し、マスクを外して行っているとなっております。

運動時、体育時のマスク着用については、既にガイドラインでも、体育の授業においては身体的距離に配慮することでマスクの着用は必要ないということを示しておるところです。

熱中症が心配される時期や、各学校において不適切な活動や指導を確認された場合には、適宜、注意喚起及び指導を実施しております。

以上のことから、板橋区立幼稚園・小中学校感染症予防ガイドラインを改定する必要はないと考えておりますが、一方で、障がい等の事情によりマスクをつけ

られない人等への理解を求める周知については、関係部署と調整の上、対応を
てまいります。

雑駁でございましたが、説明は以上となります。

教 育 長 ありがとうございました。
 では、質疑、意見等がございましたらご発言ください。
 高野委員、お願いします。

高 野 委 員 今、星野課長の方からご説明があったように、区独自でマスクの有効性につ
ての医療的所見とかデータというのがない中で、文部科学省が出しているマニ
ュアル、また、東京都が出している都立学校でのガイドラインというものを基に
作った板橋区の区立幼稚園・小中学校の感染ガイドラインに沿って指導していく
ことが妥当だというふうに思います。

このガイドラインに従って皆さんが生活していくことが、子どもたち全員にと
っての安心につながっていくと私は思います。

また、②のマスクを着用しない児童・生徒への配慮という点では、マスク着用
だけではなくて、コロナに関わることにに関して、子どもたちが、いじめだとか、
不当な差別を受けるようなことがないよう十分に、これから新学期を迎えますが、
このマスクのことを含めて、再度、徹底して、先生方には指導していただきたい
と思います。

あと、③の運動時の件ですが、昨年、運動会を何校か拝見させていただいた中
で、各校が、自分たちの学校の状況に合った中で、ガイドラインを踏まえた指導
をしていました。

コロナに関する情報が変わっていくこともあると思いますので、そのような情
報の更新に合わせて、学校での指導も、適宜、変えていって、子どもたちが安全
に、また、体に負担のない形で運動を続けていけるようにしてほしいと思います。
以上です。

教 育 長 ありがとうございます。
 青木委員、よろしいでしょうか。

青 木 委 員 今、高野委員が言われたことは、基本的なこととして重要ではございますが、
ご存知のように、新型コロナウイルス感染症対策においては変異株という話が1
つございます。特に、今般のオミクロン株B A. 2は、低年齢層にはかなり広が
っているという事実があって、いわゆる小学生児童等の感染予防ということが非
常に求められているという問題。それから、それに対して、かなり心配している
保護者が多い状況ではございます。

確かに、配慮が必要な児童・生徒さんには、このようなことを、先ほど高野委
員が言われたように、十分気を遣いながら配慮して、授業の中でマスク着用、体
育を行う場合は外していいということを手く切り分けてやっていくことが必要

だとは思っています。

要するに、今後の子どもたちの教育の中で、どういうときにマスクをつける、あるいは、どういうときはつけなくていいかというのを、ある程度、教育の中で上手く経験させながら教えていくという考え方も必要だと思います。

また、一方、学校は集団生活というところでございますので、このような配慮は重要だという反面、今度は、マスクをしていないことに対して非常に心配される保護者もいらっしゃいます。

集団生活の中では、どちらか一方への配慮ということはなかなか難しいかなと思っておりますので、文部科学省や厚生労働省等で指導があるように、そこを基本的に順守させていただいて、あとは、適宜、現場の先生方で、このようなときは外していい、このようなときはつけていくというようなことを、メリハリをつけてやっていくという形で周知徹底をしていただければ、運用できるのではないかと考えております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。
 松澤委員。

松 澤 委 員 マスクをしている、していないということに関しての偏見ですとか差別は、決してあってはならないと思います。その点に注意しながら、板橋区で定めたガイドラインを守りつつ、運動時や子どもの状況に合わせて、マスクを取る場合もあるかとは思いますが、ガイドラインなどを踏まえて臨機応変に対応していく。

今回のマスクの件もそうなのですが、環境の変化というか、新型コロナウイルスの状況によっては大きく認識も変わってくるかと思っておりますので、そのあたりを見極めながら、感染を押さえっていくということも視野に入れながら進んでいかなければいけないので、今はこのような状況もやむを得ないと考えています。

教 育 長 ありがとうございます。
 長沼委員、いかがでしょうか。

長 沼 委 員 私も、学務課長からご説明がありましたご提案に賛成です。この間、教育委員としても板橋区内の学校を見学し、それ以外でも、様々な地域の学校を見ておりますが、先生方は、細心の注意を払って指導をされています。

例えば、板橋区であれば、昨年の「身近な教育委員会」のときに伺った学校では、グループ学習が必要だということで取組んでいるのですが、普通に行うと子どもたちの顔の距離が大変近くなってしまうので、そうならないために、Chrome bookを使って教室内で会話をするということで、グループ学習を工夫して進めているというような光景も目にしました。

このようなことを考えますと、これから、更に強い変異性のあるウイルスが出てくる可能性もありますので、引き続き、現在のやり方をそのまま続けていくの

がよろしいのではないかと思います。

学校の教育の中での差別や偏見というのは、あってはならない。これは、板橋区の先生方、全教員がそのつもりで指導されていると思います。この点についても改めて確認して、学務課のご提案どおりやっていただくのがよろしいのではないかと考えております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございました。

私の方からも発言させていただくと、学校というのは、子どもにとって安心・安全な居場所であるということを普段から教育委員会で皆さんとお話ししているところです。コロナ感染症に関して、集団生活でできる限りの感染拡大の防止を図る、その1つの方法としてマスクの着用ということを進めているところでございます。

子どもたちは、集団生活の中では、身体的接触がつつい頻繁になって、大人のように身体的距離をとって生活することが難しいというところもございます。その意味でも、感染防止ということでマスクの着用が有効ではないかと考えております。

と同時に、子どもの家族構成は様々であって、家庭に高齢者、あるいは持病を持っていらっしゃる方のご家庭もあるということも考えて、子ども本人が新型コロナウイルス感染症に罹患し、軽症であったとしても、これらの家族に感染した場合、重症化するリスクもあるということを考えてときに、冒頭に申し上げましたように、感染拡大の防止を図るという意味合いでのマスクの着用ということは、WHO、あるいは国、都、区の保健所からも必然であるというようなところも踏まえて、教育委員会としては作成したガイドラインに則った学校運営を進めていくということが、一番大事なことではないかというふうに思っております。

なお、マスクをしている、していないといったところも含めて、今、長沼委員がおっしゃっていたように、学校教育において、偏見や差別といったものは絶対あってはいけない。そのあたりは改めて学校現場、教職員等にも伝えるとともに、子どもたちにも考えさせながら、そのような言動がどういうことなのかというところは、1つの大きな教育の大変いい教材にもなっていくと思っております。

以上、私の思いを述べさせていただきましたが、各委員からのご意見を総合いたしますと、まず、請願含意の①についてでございますが、マスクにつきましては、自分と相手の双方が着用とすることでウイルスの吸い込みを7割以上抑えるとの研究結果があると、厚生労働省が公式ホームページで公表しています。

また、教育委員会には、保護者の方々から、児童・生徒、教職員の適切なマスクの着用を求める意見も数多く寄せられております。

これらのことを踏まえますと、学校におけるマスク着用の指導は、児童・生徒等の安全と健康を守るため必要であり、着用を任意とすることは難しいと考えます。

次に、②についてでございますが、アレルギー等、身体的事情でマスクが着用できない児童・生徒への配慮につきましては、教育委員会及び各学校でも認識しております。

一方、学校では集団生活を送る上で、他者の考えに配慮し行動することも重要であり、子どもたち一人一人が偏見を持たず、差別をしないよう、教職員や子どもたち、保護者の皆様と共通認識を持つことを今までどおり徹底していくことが重要と考えます。

次に、③についてでございますが、熱中症は死亡事故に直結する危険性があると強く認識しており、区のガイドラインや文部科学省からの通知でも、熱中症の危険性がある場合は、安全に配慮する、マスクを外す、あるいは、別の活動に変更するよう対応を求めています。

引き続き、学校には対応の徹底について注意喚起してまいります。

以上のことを踏まえ、「板橋区立幼稚園・小中学校感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を改定する必要はないと考えますが、身体的事情等でマスクの着用が難しい場合への理解を求めること、差別や偏見が起きないように、学校、子どもたち、保護者の皆さんに理解を得ること、及び運動時、体育の授業におけるマスクの適切な使用について徹底していくものとし、以上の検討結果を請願者に通知することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 議案第17号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 続いて、日程第二 議案第17号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案第17号になります。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

新たに施行されます不妊治療のための休暇、出生サポート休暇になりますが、こちらの新設に伴う改定でございます。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明させていただきます。

教育総務課長 それでは、ご説明いたします。

不妊治療ができる時代になっていまして、職員が不妊治療を受けるため、休暇を新設することに伴いまして、その整備でのための改正であります。

条例につきましては、議決されていまして、既に公布もされております。

来月、4月1日に施行となっておりますが、出生サポート休暇の詳細については、規則で定めるものとされておりますので、今般の規則改正で17条の2として、関係規定を追加するものでございます。

議案の出生サポート休暇17条の2の方をご覧ください。

第1項ですが、不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とするという規定です。

「通院等」とありますのは、通院、あるいは、場合によっては、入院、自宅療養等が考えられるところです。

第2項です。不妊治療のための休暇は、1の年において、日又は時間を単位として、5日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては10日）以内となっております。年間5日が原則で、時間を単位として取ることも可能でございます。

この時間を単位というところで、先に4項の方をご覧くださいなのですが、時間を単位として与えられた不妊治療のための休暇を日に換算する場合は7時間45分をもって1日とするということで、5日取る場合は、時間にしますと38時間45分、これを時間単位で1年の間に取ることができます。

45分の端数がありますので、そのために、第3項のところで、端数がある場合、例外として45分を最後に使い切ることができる規定が第3項のところではあります。

第5項は、休暇を承認するときには証明書等の提出を求めることができるという規定でございます。

もう1カ所、改正箇所がございまして、32条の2でございます。

これにつきましては、3ページ目の新旧対照表の方をご覧ください。

左の欄が改正後の規定でございます。

下の方に32条の2がございまして。

こちらは再任用職員の特例に関する規定でございまして、退職以前に休暇を取得していた場合は、再任用期間中に取る場合は通算するという規定でございます。

年度をまたがって取る場合がありますので、出生サポート休暇もそのような取扱いとするものでございます。

施行期日は、条例と同様、4月1日となっております。

説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第 1 7 号については、原案のとおり
可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第三 議案第 1 8 号 東京都板橋区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する
規則

(学務課)

教 育 長 では、続いて、日程第三 議案第 1 8 号「東京都板橋区立幼稚園条例施行規
則の一部を改正する規則」について、次長と学務課長から説明願います。

次 長 議案第 1 8 号でございます。

東京都板橋区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、議案
を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

こちらは、令和 4 年 4 月 1 日からの預かり保育実施に伴います文言の追加修正、
また、各種様式の変更などについての議案となっております。

詳細は、学務課長からご説明させていただきます。

学 務 課 長 では、資料「学-2」の 6 ページをご覧ください。

提案理由を記載させていただいております。

令和 4 年度から区立幼稚園で預かり保育を開始いたします。この預かり保育の
利用手続、預かり保育利用料等に係る規定を加えるほか、所要の規定整備をする
ものでございます。

最終ページをご覧ください。1 2 ページになります。

改正の概要でございますが、まず、規則の第 5 条の 2 に、預かり保育利用等の
手続についての規定をさせていただきます。

また、規則第 6 条～第 8 条に、預かり保育利用料の文言を整理いたします。

続いて、第 6 条に、預かり保育利用料の納付について規定いたします。

また、同第 8 条第 3 項に、保育料等の減免決定について規定いたします。

また、第 3 号様式の表題等を変更いたしまして、第 5 号様式、第 6 号様式を新
設いたします。

この規則の施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日から施行いたしますが、この規則を
施行するために必要な準備行為は公布の日から施行するというものでございます。

お手数ですが、少しお戻りいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

先ほど割愛させていただきましたが、第 8 条のところに「保育料及び預かり保
育利用料」、黄色で示したところが加えたところでございます。これらを加えさ

せていただいております。

前後して恐縮ですが、前のページの第6条ですね。こちらにも利用料等の納付について記載させていただいています。

以下の詳細につきましては、新旧対照表の方を、後ほどご覧いただければと思います。

雑駁でありましたが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第三 議案第18号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第四 議案第19号 東京都板橋区立シニア学習プラザ条例施行規則

(生涯学習課)

教 育 長 では、続いて、日程第四 議案第19号「東京都板橋区立シニア学習プラザ条例施行規則」について、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、よろしく願いいたします。

議案第19号、東京都板橋区立シニア学習プラザ条例施行規則の議案を提出いたします。

提出者は、教育長、中川修一でございます。

本件につきましては、健康生きがい部より東京都板橋区立シニア学習プラザの管理業務が教育委員会事務局に移管されました。

これに伴いまして、令和4年3月15日付で東京都板橋区立シニア学習プラザ条例の一部を改正する条例が公布されたことから、同条例施行規則を制定する必要があるためでございます。

規則の内容の詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

生涯学習課長 よろしく願いいたします。

資料は「生-1」をご覧ください。

今回定める規則になりますが、3月に適用された条例の改正に伴うものでございます。

その基になる東京都板橋区立シニア学習プラザ条例ですが、変えたところとすれば、本文中の、「区長」となっているところが「教育委員会」に、「規則」となっているところが「教育委員会規則」に改められています。

それに関して、1の目的のところは、これまでは「高齢者の教養の向上及び社会における活動の推進を図るとともに」と続くのですが、冒頭のところは「高齢者を中心とした区民の教養の向上」というふうに、高齢者のみならず、多様な世代に向けた学びを目的とするというふうに、条例のところでも変えております。

それに伴って、この施行規則はもともと長寿社会推進課所管であったところを、教育委員会の方に移すということで、今回、議案として提出されたものになります。

規則の内容につきましては、ほぼ前のところと変わっていないということになります。

以上です。簡単ですが、ご説明になります。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第四 議案第19号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第五 議案第20号 東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規則

(生涯学習課)

教 育 長 続いて、日程第五 議案第20号「東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規則」について、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第20号です。

東京都板橋区立教育施設の使用料減免規則の一部を改正する規則でございます。議案の提出者は、教育長、中川修一です。

こちらにつきましては、先ほどのシニア学習プラザの管理業務が教育委員会事務局に移管されたことによりまして、区立施設の使用料減免規則に追加するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

生涯学習課長 よろしくお願ひします。
資料「生－２」になります。
今ご説明にあったように、シニア学習プラザが教育委員会事務局に加わるということで、利用をいただく方にとっての費用については変更ございません。
簡単ですが、以上です。

教 育 長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第五 議案第 20 号については、原案のとおり
可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第六 議案第 21 号 教育財産の取得について

(生涯学習課)

教 育 長 続いて、日程第六 議案第 21 号「教育財産の取得について」、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願ひます。

地域教育力担当部長 それでは、議案第 21 号、教育財産の取得についてでございます。
提出者は、教育長、中川修一でございます。
先ほどからでございます、シニア学習プラザが、生涯学習課に担当が変わりますので、それに伴いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 28 条第 3 項及び東京都板橋区公有財産規則第 9 条第 1 項の規定により引継ぎを受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 号の規定により管理するため提案するものでございます。
詳細は生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長 よろしくお願ひします。
資料は「生－３」になります。
こちらは、シニア学習プラザ、グリーンカレッジ事業を運営している教室を含むシニア学習プラザ建物の 3 階、4 階部分について、教育財産となるもので、議案として上げさせていただきました。

1階、2階、玄関については変更ございません。
以上です。

教 育 長 ありがとうございます。
 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第六 議案第21号については、原案のとおり
可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

○議事

日程第七 議案第22号 シニア学習プラザの管理運営に関する基本協定の改定
及び令和4年度協定の締結並びに令和4年度事業計画
の承認について

(生涯学習課)

教 育 長 続いて、日程第七 議案第22号「シニア学習プラザの管理運営に関する基
本協定の改定及び令和4年度協定の締結並びに令和4年度事業計画の承認につい
て」、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第22号、シニア学習プラザの管理運営に関する基本協定の改
定及び令和4年度協定の締結並びに令和4年度事業計画の承認についてござい
ます。

提出者は、教育長、中川修一でございます。

このシニア学習プラザにつきましては、指定管理者が業務を行っておりますの
で、令和4年度業務実施に当たりまして、基本協定と令和4年度協定を締結し、
指定管理業務の事業計画を承認し、決定する必要があるため提出するものでござ
います。

詳細につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長 よろしく申し上げます。

資料「生-4」になります。

シニア学習クラブの基本協定の主な変更点といたしましては、先ほどの施設と
同じように、委託を板橋区と企業体が結んでいたところを、板橋区教育委員会と
いうふうに変更するところ、または「板橋区規則」となっているところを「教育
委員会規則」というような文言の改めがございます。

基本協定に関しましては、平成31年度から5年間で協定を結んでおりますので、所管の変更という点以外には、大きな変更はございません。

年度協定におきましても基本協定の中で行っている部分がございますので、年度協定に関しても大きなところでの変更はございません。

ただ、教育委員会の方に移管したからには、生涯学習課として始めていく事業につきましても、多様な世代に向けてというところはしっかり行っていく予定でございまして、それについては、改めてまたお知らせしたいと思っております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。

今、生涯学習課長の方からあったように、生涯学習課に持ってきた非常に大きな目的としては、多様な世代に向けてというところ、この辺りのことについて、今後、検討して充実を図っていくというような理解でよろしいですか。

生涯学習課長 そうですね。既に、生涯学習課として若い世代に向けた講座をやっております。それ以外にも、もともと資料館とグリーンカレッジの結びつきは強かったのですが、それ以外にも科学館等、当課ならではの視点でも様々がございますので、そのようなものをつなげていくということは、できる限りしていきたいと考えています。

教 育 長 よろしく願いいたします。
 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第七 議案第22号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定します。

3. 令和4年度郷土資料館展示・教育普及事業計画（案）について

(生-5・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告(3)「令和4年度郷土資料館展示・教育普及事業計画（案）について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 郷土資料館の事業計画について。こちらの資料のとおり、来年度の予定が出ております。来年度も、企画展示、特別展示というのを行う予定でございます。

コロナの影響がございまして、令和3年度も大きな行事は中止になってしまい

ましたが、来年度こそ開催できたらというふうに考えております。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたらご発言ください。
 ちなみに、令和3年度の郷土資料館へのお客様というのは、人数的にはどのような感じだったのですか。

生涯学習課長 コロナ前の数字まで戻るとはなかったというのが正直なところですが。
 ただ、連休のところであったりというのは、意外に、地方に出かけられなかった方々が多く集まってということで、予想以上に多くの方がいらっしゃったりとか、あとは、板橋で見つかった土器を展示したときの図録などは非常に販売も好調で、多くの方に喜んでいただいたという実績があります。

教 育 長 ありがとうございます。
 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 大原生涯学習センターにおけるNPO法人 Learning for All との連携事業の延長について

(生-6・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告4に移ります。「大原生涯学習センターにおけるNPO法人 Learning for All との連携事業の延長について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 よろしく申し上げます。
 資料は「生-6」をご覧ください。
 以前にも、Learning for All にまなぼーと大原に入っていた
 だいて、週に2回、直接支援をしていただくことで、様々な課題のあるお子さん
 が早く相談につながって、虐待に関する通告などにつながったというご報告をさ
 せていただいたのですが、これに対しては、個々の方向性が一致したというところ
 で、Learning for All さんの全面的なご協力、昨年8月
 末から入っていただいて、正式には10月から入っていただいていたのですが、
 これは、この事業について、引き続き、Learning for All さん
 の方から、ある程度の実績も出て、受講生に対する支援も引き続き行いたいとい
 うご意向もあり、調整が上手くいくようになったので、引き続き、来年度につき
 ましても、来年の Learning for All さんに入っていただくとい
 うことになりました。

 やっていただく内容としては、今まで、大原リビングという形と、大原ラボと

いう形でやっていたのですが、そこを特に、当初は緩い居場所というところを含めて大原リビングというのをやっていたのですが、ラボという居場所、学び支援というのを評価して、来るお子様たちの行動というか、跡が追えるように支援をしていくというふうに考えているところです。

令和4年度につきましても、大原の方で活動を計画しているということを、今回ご報告するものです。

具体的なエピソードをお話させていただくと、進学を諦めていた中学生が、おうちの事情とかで進路を諦めていたところだったのですが、ここのスタッフに相談する中で、小論文の指導を直接受け、見事、志望の学校に行くことができ、また、その学校でも、その論文が評価されて、新入生代表としてのスピーチをするという大役に抜擢されたというようなエピソードもありまして、そのような個別の連携支援ができ始めているところということで、来年度以降も、この連携につきましても期待しているところでございます。

報告は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

5. 教育支援センターの臨時開館について

(支-1・教育支援センター)

教 育 長 それでは、報告5「教育支援センターの臨時開館について」、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長 報告いたします。

資料は「支-1」をご覧ください。

教育支援センターの臨時開館についてご説明いたします。

臨時開館の日時は、本年8月14日(日)午前9時から午後5時まででございます。

理由は、区の生活支援課が、ひとり親家庭等に相談窓口を開設するためでございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 音楽配信サービスの利用概要

(図－1・中央図書館)

教 育 長 では、続いて、報告6「音楽配信サービスの利用概要」について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 ご説明します。

資料「図－1」をご覧ください。

こちらは、4月から始まる音楽配信サービス、図書館の新しいサービスについてのご説明です。

1. サービス導入開始は、明後日4月1日を予定しております。

こちらの内容は、ナクソス・ミュージック・ライブラリーという名称で、運営会社、ナクソス・ジャパンによるサービス提供でございます。

内容として、3番をご覧ください。

こちらは、クラシックの曲に特化したインターネットの音楽データベースの配信サービスになります。

利用手順は、各図書館でID及びパスワードの交付を受けまして、利用者が、ご自身のパソコンやスマートフォンなどからログインし、初回のログインから14日間、CD15万枚(237万曲)以上の楽曲を、自宅やスマートフォンなどで聴き放題というサービスでございます。

4番をご覧ください。

利用の対象は、板橋区内在住、かつ、IDの交付日に利用登録が完了している方に限ります。

5番以降につきましては、利用手順に関する取り決めとなっておりますので、ご覧いただければと思います。

ご説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

7. 児童・生徒用の読書通帳のDX活用について

(図－2・中央図書館)

教 育 長 それでは、続いて、報告7「児童・生徒用の読書通帳のDX活用について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 続いて、ご説明します。

資料「図－2」をご覧ください。

児童・生徒用読書通帳のDX活用についてです。

読書通帳につきましては、子ども読書活動推進計画などの提案として、進行管

理を進めてきております。

個人の読書状況を可視化して、読書意欲の向上につなげるものとして、区立の小中学校で活用されてきているものです。

こちらにつきまして、令和3年度から、学校教育にG I G A端末が導入されたことを踏まえまして、今まで紙ベースで配布していましたが、これを電子化した通帳の様式を配信することで、活用してもらうものです。

電子化に当たっては、小学校の学校図書館の研究会、中学校の国語部会などと協議をさせていただき、対象は、小学校の高学年、4年生から中学生を対象として、電子化した様式を配信することといたしました。

また、学校によっては、各校の読書計画などに基づいて、独自の読書ノートなどを作成して運用している学校がございます。それにつきましては、引き続き、紙媒体等の運用の継続を確認しています。

開始時期は、年度が始まってから検討し、随時、進めていくという予定です。電子化によって中学校におきましては紙媒体の配付というのは終了する予定です。報告は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

私は、いつも思うのですが、せっかくこうやってD Xを使った読書通帳とかもできているのですが、学校では学校ですっと使っているものを使っているじゃないですか。この辺は上手くチェンジできないものですかね、指導室長。

あまり強制するものではないのかもしれないですけど、せっかくいいシステムができていますので、その辺を校長会で相談していただけるといいかなと思います。よろしくお願いします。

青 木 委 員 まずは、各先生方にC l a s s r o o mの使い方を理解してもらうことが重要かなと私は思っています。

具体的には、通帳というのは、ここで配信されたものを、みんな児童がダウンロードして見るわけですから、閲覧履歴、それから、閲覧した時間など全部、記録を取って、要するに、先生方がそういう管理ができるわけです。まずは、その辺から現場の先生方に理解をしてもらって、「ああ、これは使いやすいな」と思ったときに、自然と広がっていくものだと思うのです。

まず、現場研修、教員研修、ぜひ、その辺のご検討をいただきたい。

教 育 長 これも、スタディログではないですけど、履歴になりますものね。

青 木 委 員 全部、それが見えるのです。授業中とか、放課後のものも。

長 沼 委 員 今のお話なのですが、確かに、先生方がまずは使えるようになるというのは大事です。子どもの立場からすると、今までは紙媒体のものですよね。特殊なものという感じがするが、普段使っているC h r o m e b o o kで見ることができて、

自分の確認ができるというのは、非常に身近に感じるというチャンスでもありますので、いいなと思いました。

そう考えると、このことに限らず、色々なことが、今後、Chromebookで、子どもたちが身近に感じてアクセスできるということをやっていくと、良いかなと思っております。

教 育 長 体育の縄跳びだとかそういうのも、こういうのに上手く乗せられるといいですよ。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○報告事項

8. 区立小中学校の読書状況の調査結果について

(図－3・中央図書館)

教 育 長 それでは、続いて、報告8「区立小中学校の読書状況の調査結果について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 続いて、ご説明いたします。

資料「図－3」をご覧ください。

こちらは、子ども読書活動推進計画に基づく、不読率等をはじめとした、読書状況の現状把握の調査結果を報告するものでございます。

今回の調査は、小学校の調査につきましては、タブレット端末によるアンケート機能を活用して集計をしましたが、継続して調査しているところもありますので、質問内容については、これまでの部分と同様のもので構成されております。

資料「図－3」の1ページ目をご覧ください。

読書状況の概要、3番でございます。

小学校の不読率に関しましては、昨年度の10.1%に対し、今年度7.8%と、2.3ポイントの減少が見られました。

コロナ感染症の状況で新しい生活様式が長引く中で、そのような生活様式にも慣れて減少があるのではないかと捉えております。

また、読書する場所についての質問では、自宅や学校というのが多くを占めており、図書館での読書については1割程度となっております。

2ページ目をご覧ください。

2ページ目は中学校でございます。

中学校は、令和3年度が10.4%、令和2年度は大きく不読率が上がったところではありますが、若干減少が見られたところです。

また、国語部会でその分析をいただいております、不読率において、9年生、中学校3年生が、18.4%と突出した高さが見られます。

これまでも9年生は高くなりがちなのですが、その中でも、昨年度よりも大きく増えているといったところで、課題があるといえます。

休校の影響で、朝読書の時間を補充学習の時間に充てたといったところが原因ではないか、また、9年生は受験中心の生活になったところでの不読率の高まり

というのが見られるといった評価です。

以降は、調査結果の部分を質問内容とともにまとめております。

後段から、グラフ化したデータと合わせております。

学年別のデータ、特に小学生は1年生から6年生にかけて、年次が上がるにつれて傾向が顕著に見えているところがございますので、ご確認をいただければと思います。

中学校につきましては、国語部会とも協議の上でアンケートをまとめていただいて、取組例として、新しい方策を踏まえて、実際に改善内容などを示させていただきます。

中学生は特に、読書する人と、しない人の差というのが開いているといったところが以前から傾向として見られていたもので、最後のページにあるのですが、読書感想文コンクールでは、東京都などでの入選なども見られることから、そのようなところを深めてまいりたいといったような分析もされております。

先ほどご報告いたしました読書通帳の電子化といったような新たなツールを生かした読書意欲の向上など、今後の課題であると考えています。

報告は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

これは、小学生にはアンケートはchromebookでやったわけですね。

中央図書館長 はい。そうです。

教 育 長 簡単だったのですか。

中央図書館長 実は、報告のなかに回答数があるのですが、学校によって回答数にばらつきがあるので、原因が端末操作によるものかなどを見て、今後改善しないといけないと思っております。

教 育 長 ありがとうございます。

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員、どうぞ。

高 野 委 員 不読率のところで、朝読書が、子どもたちの読書活動に影響が大きかったということと、本を読む場所として、図書館ではなくて、学校とか家庭ということでした。朝読書を、これからも子どもたちの読書習慣が定着するように続けていただきたいと思いましたが、学校に図書館があるので、学校図書館の利用時間の拡大ですとか、利用方法の緩和ですとか、地域図書館以外にも、身近にある、本を手取る習慣、学級文庫ですとか、そのようなものも見直していただければというふうに思います。

中央図書館長 ありがとうございます。

この調査は継続しているところですが、朝読書の価値というところは、毎回、再評価されているところだと思います。学習の補助だとか、そのような色々な事情の中で変わっていくところはあると思いますが、その役割だとか、意味というのは共有されていると思っています。

また、学校図書館の充実だとか、学級文庫への図書資料の活用とか、そのようなところは、学校経営全体の中でのやり取りで準備できるものと考えております。ありがとうございます。

青木委員 日本での中学校の不読率の推移の表なのですが、3番目の全国の4年生から6年生のところは、7年生と9年生ではないでしょうかという確認です。多分、そうだと思います。

中央図書館長 ありがとうございます。あとで確認させていただきます。

教育長 先ほど高野委員のお話を聞いていて、学校図書館の利用というのを、例えば、部活動と同じで、放課後、全部自由にして、そこで本を読んだり、勉強したりするのも自由みたいな形で、コミュニティー・スクール等の協力を得て、誰かが1人、入ってもらいたい形で開放する。図書館は本を読まなくちゃいけないみたいなところがあるのですが、もっと、色々な活用の仕方です場所というところもあるのかなと、お話を伺っていて思いました。

青木委員 DX化という視点で、タブレットもいいですけど、紙の、本物の本に触れるという時間がとれるのは絶対必要だと思うのですよね。

そういう意味で、今の高野委員や教育長のお話を聞いてみると、身近にちゃんとした本に触れる場所があるのはとてもいいなと思ったので、私は大賛成ですね。

中央図書館長 ありがとうございます。

教育長 よろしく願いいたします。すみません。

○報告事項

9. ボローニャ市立サラボルサ図書館との姉妹図書館締結について

(図-4・中央図書館)

教育長 それでは、報告9「ボローニャ市立サラボルサ図書館との姉妹図書館締結について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 続けて、「図-4」の資料をご覧ください。

ボローニャ市立サラボルサ児童図書館との姉妹図書館提携についてです。

こちらは、かねてご説明させていただいたところですが、先週3月2

2日に、オンラインでイタリア・ボローニャ市立のサラボルサ児童図書館とつながりまして、情報交換であるとか、相互の事業協力、連携等を継続的に進めていくという趣旨で、連携の宣言文というのを作り締結をしたところです。

こちらは、3番のその他でございますが、IFLA（国際図書館連盟）という機関の姉妹図書館プロジェクトというのがありまして、そこを介して締結したものです。

このような国際機関を紹介することで、2つの都市だけではなくて、多くの国の方に、このような取組で連携しているというところを世界に向けて発信することも意図したところでございます。

今、3月21日から4月16日までの期間で、ボローニャではブックフェアが開催されております。2年ぶりの開催になっておりまして、大分、感染状況も、ボローニャ市の方は改善されていると伺っているところでございます。

そのような中で、今般の締結を記念して、展示会も開催されております。

2ページ目をご覧ください。

4番の姉妹図書館締結記念展示というところの点の3つ目、「日本の絵本100年」展が、同時開催で開かれています。

中央図書館でも同じ期間、4月16日までの期間、絵本館のエリアで展示をしております。

最後に、姉妹図書館の宣言をご覧ください。

こちらは、事前にサラボルサ図書館の図書館員とともに、何度もメールやオンライン会議でやり取りしながら作り上げたものです。イタリア語版のものもありまして、イタリアサラボルサ児童図書館ではそちらが掲示されております。

ヨーロッパの方とのやり取りでの文章なので、日本文ではなじみのうすい表現も含まれていると思いますが、なるべく分かりやすい、それでいて、長く継続的に通じる文に仕上げました。そして、これはボローニャ市の図書館員からの意向で「図書館の価値を格調高く説明できるようにしましょう」という意見を何回か言われながら作成したものです。

ご覧いただければと思います。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

先ほど、私は「サラボルサ図書館」と言いましたが、「サラボルサ児童図書館」との締結ということで、訂正させていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

松 澤 委 員 今のお話を聞いて、非常に、これから楽しみだなというふうに思います。

これは、多分、中央図書館の事業だけじゃなくて、区の色々な部署も連携をとっていただいて、国際交流で、イタリアの方が区の方に来ているという方も今までたくさんいらっしゃいます。

そのようなつながりも板橋区は多いと思いますので、そのような方ですとか、

もしくは、イタリア好きの区民の皆さんとかもいらっしゃると思いますので、そのようなことで、色々な事業につながっていけば。

図書館と図書館のお話だけでもすごいことですが、まちとまちの関係をもっと広めていって、本当に板橋区の子どもたちに、そのようなところと接する機会ってなかなかないと思うのですが、異文化と、特にコロナの状況などを考えると、そのような経験をさせてあげることがすごく素晴らしいのではないかなというように私は思いますので、今後も非常に期待しております。

頑張ってくださいなと思います。

中央図書館長 ありがとうございます。魅力的な取組をつなげていけるように検討を進めたいと思います。ありがとうございます。

○報告事項

10. 板橋区子ども家庭総合支援センターの開設について

(他-1・児童相談所開設準備担当部長)

教 育 長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ここで、本日は、来年度という、4月1日から開設されます板橋区子ども家庭総合支援センターについてご説明いただくため、佐々木児童相談所開設準備担当部長にいらしていただいております。

私の方でお願いをしたもので、お忙しい中、ありがとうございます。

それでは、板橋区子ども家庭総合支援センターの開設について、佐々木児童相談所開設準備担当部長からご報告を願ひます。よろしくお願ひいたします。

児童相談所開設準備担当部長 よろしくお願ひいたします。本日は貴重な会議の時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

いよいよ明後日になりますが、板橋区子ども家庭総合支援センターが開設いたします。

開設準備に当たりましては、関係の皆様には様々なご支援、ご協力をいただきましたことを、心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

本日は、この子ども家庭総合支援センターの概要についてご説明させていただくとともに、教育委員会の皆様、学校、幼稚園等の皆様に、連携教育についてお願ひをさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

表紙が総合支援センターの全景の写真でございます。

次のページに行っていただければと思います。

板橋区子ども家庭総合支援センターは、これまで区が担ってきました子ども家庭支援センターの機能と、それから、東京都が担ってきました児童相談所の機能、この両方の機能を併せ持つ相談機関となります。

この2つの機能を同じ建物の中で一体的に運営することにより、子ども、家庭、地域の子育て機能の総合支援拠点をめざしていきたいというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。

開設スケジュールでございます。

令和4年4月1日に、総合支援センターが開設いたします。

まず、子ども家庭支援センターは、明日までグリーンホールの方で業務を行いまして、明日の夕方に総合支援センターの方に引っ越しをしまして、4月1日より総合支援センターにおいて、子ども家庭支援センターの業務を継続してやっていきます。

児童相談所の方につきましては、しばらくは東京都から引継ぎ作業等の準備を行いまして、7月より児童相談所の業務を開始いたします。

設置場所でございますが、都営三田線板橋本町駅から徒歩7分のところにある3階建ての建物でございます。

次のページをお願いいたします。

組織体制でございますが、7月より児童相談所長となる子ども家庭総合支援センター所長の下、子ども家庭支援センターの機能を担う支援課、児童相談所の機能を担う援助課、一時保護機能を担う保護課の3つの課で運営してまいります。

加えて、子ども家庭相談に関わる法的な問題への対応を担う法務担当課長などが設置される予定になります。

なお、子ども家庭支援センターの所長には私が着任する予定でございます。

次のページをお願いします。

もう少し細かい組織体制ということで、支援課につきましては3つの係、それから、児童相談所の機能を担います援助課については6つの係、それから、一時保護所ですね、保護課につきましては1係で運営をしております。

続いて、次のページをお願いいたします。

人員体制でございますが、児童福祉法等の配置基準に基づいて、職員を配置いたします。ここにありますような職種の専門職員が、正規職員で120名を超える職員が配置される予定であります。

続きまして、次のページをお願いいたします。

幾つかの写真を掲載させていただきましたが、左上から、玄関を入ったエントランスホール、その右が赤ちゃんの駅、その右が相談室の1つの部屋です。

それから、下の左側がプレイルーム、その右が箱庭療法を行う部屋になります。

それから、その右がファミリールームということになります。

ほかにも色々とお部屋がありますので、ぜひ、一度、皆様、見学にお越しいただければと思います。

続きまして、次のページをお願いいたします。

7月から児童相談所の機能を持つというふうなことになりまして、こちらに記載されているようなことが区としてできることになるということでございます。

児童相談所の基本機能といたしまして、様々な相談をお受けして問題解決に向けて対応していく相談機能、それから、一時保護を行う一時保護機能ということで、一時保護所の方も設置したところでございます。

それから、措置機能として、児童福祉司による在宅指導措置や、里親委託、児

児童養護施設等への入所措置といったことを行うことができることとなります。

また、家庭裁判所に対して、親権停止などの審判の請求を行うことや、立入調査等の安全確認、それから、里親に関する業務、愛の手帳の判定に関する業務、このようなことを総合支援センターの方で、新たに7月より開始する予定でございます。

次のページをお願いいたします。

関係機関との連携による支援体制ということで、真ん中に逆三角形の図がありますが、この逆三角形の中に板橋区在住のお子さんがみんな入っているというか、この中にいるというふうにイメージしていただければと思います。

真ん中の台形の2次予防というところ、ここは、子ども家庭支援センターが対応しているお子さん、それから、下の黄色い部分、3次予防の部分ですけど、ここは児童相談所が対応するお子さんというふうな、くっきりは、そういうふうに分けることはできないのですが、そういうふうにイメージしていただければと思います。

一番上の1次予防のところ、学校とか幼稚園、保育園等に所属して、先生方や地域の方に見守られながら成長していくというふうなことが、ほとんどのお子さんだと思います。

そのような中で、何らかの個別に支援が必要な問題を抱えたお子さん、家庭につきましても、2次予防ということで、これまでの子ども家庭支援センターが相談に乗ったりとか、サービスを提供したり、そのようなことで支援を行ってきたところでもあります。

もう少し問題が深刻になった場合は、3次予防ということで、これまでは区ではなくて、東京の児童相談所が実施してきたというふうなことです。7月からは、逆三角形の中の板橋区のお子さん全員に対して、板橋区として一括して支援を行っていくというふうな対応をしていくという、そのような体制になるということになります。

総合支援センターとしては、この2次予防と3次予防、子ども家庭支援センターの機能と児童相談所の機能を一体的に運営していくというところで、その2次予防と3次予防の連携協力体制をしっかりとやっていきたいというふうに考えているところでございますが、併せて、この1次予防と2次予防の間、関係機関の皆さんと総合支援センターとの連携についても強化をしていきたいというふうに考えているところでございます。

近年の児童相談所の児童虐待相談件数が増加して、児童相談所が対応に手一杯というふうな中で、これまでの子ども家庭支援センターは、児童相談所が行うのと同じような虐待対応を行っているというふうな状況で、どうしても、この図でいいますと、2次予防と3次予防の間の緑色の点線で囲った部分、このところで子ども家庭支援センターは多く仕事をしているというのが現状かと思っております。

本来は、これからの児童虐待の対応というのは、後追いかか摘発とか、そのような対応ではなくて、こちらから支援が必要なケースを見つけてという、予防支援に力を入れていかなければいけないというふうに考えているところでございま

す。

そうしたことから、総合支援センターでは、1次予防と2次予防の赤い丸のところ、ここに何とか力を注げるようにしていきたいというふうに考えているところ です。

ただ、6月までは、現状の都と区に分かれた体制が続きますし、職員の方も、緑色の部分で一生懸命やっているところなものですから、いきなり赤いところ というのも、意識改革として難しいところもあるものですから、徐々にというふうなことになると思いますが、とにかく、1次予防のところから、2次予防、3次予防のところに来てしまうお子さんを1人でも少なくするように、つらい思いをするお子さんを1人でも少なくするように、深刻な事態にならないように、予防支援に力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

とはいいまして、子ども家庭総合支援センターだけでそのような予防支援 というのできるわけではございません。

1次予防として、多くのお子さん、家庭に接していただいている学校であったり、幼稚園の皆さんだったり、教育委員会の皆様、そのような関係の皆様のご理解、ご協力をいただくということが欠かせないことだというふうに思っております。

板橋区の子ども家庭総合支援センターが開設後も、これまでの子ども家庭支援センターや他の児童相談所が行ってきたことといたしますか、内容が特に大きく変わるというふうなことはないと思いますが、そのやり方等については、より地域に根差したといたしますか、より丁寧に実施していきたいというふうに考えております。

そのため、関係機関等の皆様との連携につきましても、より堅実な連携をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。

関係機関との連携において重要な役割を果たす要保護児童対策地域協議会、要対協につきましても、今年度の22の中学校区ごとに実務者会議を開催させていただきました。

この要対協につきましても、支援課に、要対協の業務を中心に関係機関との連携に係る業務を行う地域連携推進係というのが新たに設置されますので、機関の連携強化のために、今までは一堂に集まって実務者会議を開催するというふうなやり方でやってきたのですが、そのようなやり方だけではなくて、地域連携推進係の職員が関係機関の方に出かけて行って情報共有等を行うという、アウトリーチの仕組みを取り入れていきたいというふうに考えているところでございます。

また、要対協以外でも、より地域に近いところの、例えば児童館等の場所をお借りして、職員がそこに出向いて行って、そこで相談をお受けしたりとか、必要な場合は家庭訪問等を積極的に実施をしていきたいというふうに考えております。

こうした関係機関や地域、それから家庭へのアウトリーチを積極的に行うことにより、先ほどの丸い部分のところですけど、支援が必要なケースを早期に発見して、早期に支援を開始して、深刻な事態になることを防いでいく、そのような

取組を行っていききたいというふうに考えております。

それでは、次のページをお願いいたします。

連携、協働に向けてということで、最後に、総合支援センター及び児童相談所の開設に当たり、学校、幼稚園、教育委員会の皆様に改めてお願いしたいことを幾つかお話しさせていただければと思います。

特に新しいことではなくて、これまでも、子ども家庭支援センターの方から板橋区子ども家庭支援指針、ガイドライン等によりお願いしてきていることであるというふうに思います。

また、私自身が、この1年間、児童相談所開設準備に関わってきて、まだ板橋区で、相談援助の業務というか、現場の業務に従事していないものですから、これから関わっていくということで、今後、関わる中で色々をお願いをさせていただくようなことも出てくるかもしれませんが、現時点で、一般的なことになってしまいますが、お伝えさせていただければと思います。

1つ目は、これはどこでも言われていることだと思いますけど、早めの相談・通告というようなことで、先ほどの逆三角形の図の2次予防、3次予防のところに入ってくるのは、防ぐというふうな、そのようなことにもつながると思いますし、一時保護が必要になるかもしれないようなケースなどにつきましては、早い時間にご連絡をいただくことにより、お子さんの所属機関と総合支援センターの方で協議を行って、準備をして一時保護等を行うというふうなことをしていくことにより、少しでも保護者とのトラブル等が少なくなっていくことも期待されるのではないかとこのように思います。

ということで、早めの通報をすることは、改めてお願いさせていただければと思います。

2つは、情報提供、情報共有ということで、特に、児童相談所におきましては、お子さん、家庭、地域の状況とか、お子さんの生活歴とか、発達、性格、行動等、様々な行動調査を行って、その問題がどういうところから生じてきているのかということ診断するというふうな、そのような作業を行います。

いわゆるアセスメントというふうにも言われているものなのですが、その調査、診断結果から、援助方針を定めて、それに基づいて援助を行っていくというふうな、そのような流れで業務を進めてまいります。

アセスメントをしっかりできるかどうかというのが、その後の適切な支援、援助ができるかどうかにつながるというところが大きいところで、アセスメントをしっかり行うために、子どもや家族とお付き合いのある関係機関の皆様から、できるだけ多くの情報提供をお願いしたいというふうに思います。

また、関係機関などの皆様とは、要対協などの機会を活用して情報共有を積極的に行って、協力して支援を行っていききたいというふうに思っております。

それから、3つ目の要対協につきましては、個別ケース検討会議につきましても、今も子ども家庭支援センターで開催させていただいているのですが、より多くの会議を開催していききたいというふうに考えております。

また、実務者会議につきましても、まだまだこれから充実させていかなければ

ならないところですが、関係の皆様、要対協への積極的な参画、ご協力を改めてお願い申し上げます。

それから、4つ目ですけど、今後、在宅支援を行っていくケースが当然増えてくるのではないかというふうに思いますので、関係の皆様には、総合支援センターの行う相談対応へのご理解をいただき、緊密な連絡を取り合って対応していかねばというふうに思っております。

それから、最後のところ、予防・防止の関係ですけど、虐待の予防・防止に関する意識啓発のために、子どもや保護者、教員に対するセミナーなど、教育委員会の皆様と一緒にやっていくというふうなことを検討しているというふうに聞いております。ぜひ、そのようなことを実現していきたいというふうに考えております。

というところで、色々とお聞きさせていただいたところなのですが、よろしくお願ひ申し上げます。

ということで、ご説明は以上でございます。

区内の子どもたちが健やかに成長できるよう、関係機関等と連携して、都道府県ではできない、基礎自治体ならではの取組を行って、皆様に、区内に児童相談所ができてよかった、子ども家庭総合支援センターができてよかったというふうに思っただけのように努めていきたいというふうに考えておりますので、引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

教 育 長 ありがとうございました。

大変お忙しい中、ご説明いただきまして、ありがとうございます。また、詳細等については、改めて4月以降、ご訪問させていただいて。

児童相談所開設準備担当部長 ぜひ、お越しください。

教 育 長 そのときに色々とお聞かせいただき、質問させていただければと思います。本
当に、今日はお忙しい中、ありがとうございました。

児童相談所開設準備担当部長 皆様、お待ちしておりますので、よろしくお願ひいたします。
ありがとうございます。

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項ということで、
青木委員の方から、文科省の市町村教育委員会オンライン協議会のご説明をして
いただけるということで、よろしくお願ひします。

青 木 委 員 資料1は、分科会を2つ出たものですから、それに対しての資料をお送りさせ
ていただきました。2月10日でした。

1つが、学校における働き方改革について、全部オンラインで議論させていた

だいたところですよ。

滋賀県や熊本、幾つか、かなり遠いところの教育委員の皆様、あるいは教育長の皆様がいらっしゃるって、議論したのですが、簡単に申し上げますと、もともとの資料は、実際の現状とかですが、結局、この働き方改革をどこから進めていったらいいかということになりました。

まず、多くの方、皆さんで共通だったのは、取りあえず、時間が来たら留守番電話にしましょうよという、ごくごく普通の話から始まりました。

ただ、これは非常に、皆さん口をそろえておっしゃってしまっていて、これをやっただけで、随分、先生たちもストレスが解消されましたということはありません。

決まった時間、あとは出ないということが、それをやることによって、色々な時間に電話してきた人たちも、だんだん諦め始めてというようなことも含めてなのですが、錦の御旗ですけど、「働き方改革の一環ですからご了解ください」というようなところも含めて、だんだん周知徹底が進んできたというお話があったところですよ。

一方、これは板橋区も同様ですが、先生、あるいは校長先生、副校長先生の忙しさというのは、どこでも同じだという話があって、この状況でどのようなことができるんだという形で、各地域の色々な取組を紹介いただいたというような状況でございました。

板橋区でやっていることと、そのような大きく変わらなかったという感じがしました。

もう1つが、教育の情報化です。これは先ほど来出ているG I G Aスクール構想がどれぐらいまで進んでいるのかという話と、その中で出てきている様々な課題についての話でした。

実際に、こちらでも文部科学省から最初に提示された資料を基にしているところなのですが、バックグラウンドに始まってということになりますが、これもグループに分かれてということになるので、時間の制約もあったので、これも各地域ごとの、どこまでどのようなことをやっているかという話になって、より具体的になったのは、どのような端末を使っていますかとか、どのような教育ソフトを使っていますかとか、それを評価にどう活用していますかという、非常に現場の具体的な話になりました。

それで、各地域の皆さんも色々とお悩みで、いいものを入れた方がいいけどという話があったり、それから、板橋で使っているC h r o m e b o o kや何かでは、端末のトラブルもありましたというようなことになったので、そのようなところの対応策というような話をさせていただきました。

どのようなものでも、これがベストというのではないと、皆さん、見解でしたが、それを現場の先生たちがどう上手く使いこなすかということで、共通項目は先ほども触れましたが、教員が使いこなすというところをとにかく研修等で周知徹底していくという、ほぼ結論はそこにあったかなという感じがしています。

簡単ですけど、以上とさせていただきます。

教 育 長 ありがとうございます。

青木委員 もう1点、FIRST LEGO LEAGUE、前々から応援させていただいている成増ヶ丘の西谷校長先生が率いる、赤塚第二中学のチーム、それと、成増が丘小学校のチーム2チームで、今年も当日の試合の様態も見せいただいたり、動画を録画しちやったりしたのですが、小学校のチームがものすごく頑張りました。

それで、結果もお知らせしているところですが、ご存知のことと思いますが、全体5位。全国で5位というのは、これは公立ではあり得ないというところでございます。しかも、入賞していますので、世界大会が決定した。

残念ながら、中学の方は少し及ばなかった。ものすごくよかったのですが、練習では、絶対、これは中学チーム1位を取れるのではないかと私は思っていたのですが、本番で100%の実力が出せなかったというのは残念なところだったと思います。

ただ、中学チームもイノベーション・プロジェクト賞を受賞したということです。

5位だった成増が丘チームは、オーストラリアの世界大会ですけど、そちらにいいよ出られる。「公立なので」というような意味も含めて、推薦してくれたというのがあったのですが、今度は、名実ともにちゃんと入賞して、ちゃんと世界大会に臨むという意味で、ぜひとも、板橋区の素晴らしい取組ということで、皆さんもお伝えいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

教 育 長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

私の方から、実は、先週ですが、金曜日に、ジュニアリーダーの感謝状贈呈式というのがあって、ジュニアリーダー活動を高校まで継続した人たちへの感謝状なのですが、高野委員にもおいでいただいたのですが、非常に成長されていて、ご挨拶をいただいた方のお話を聞いていると、本当に自分たちが誰かのために力を尽くした、貢献というか、そのようなものとともに、それが自分の自信につながっていくんだというお話をされていました。

それから、土曜日にはダンスフェスタがあったのですが、ここはi-y-o-u-t-hのダンスクラブ、大原、成増のクラブの人たちが中心になって、自分たちで企画して、自分たちで運営している。これも素晴らしくて、この学び支援プラン2021の1つ大きなポイントといたら、中高生、若者の居場所づくりとともに活躍というところが、非常に大きく成果が見られているなということを強く感じた2日間でした。

それから、もう1つ。中央図書館長は謙遜していますが、実は一昨日ですか、リニューアルオープンから1周年を迎えまして。

今、入って右側のところのスペースに、1周年を記念しての取組とともに、上

板橋第四小学校が総合的な学習の時間を使って、中央図書館について色々と調べたところの展示があったのですが、これも6年生の児童の素晴らしい内容。ちゃんと資料を収集するとき、自分がアンケートを採ったりしているといったものが出ていて、まさに学校と図書館が上手くリンクして探究的な活動がなされているということで、大変嬉しく思ったということをご報告させていただきたいと思います。

それでは、先ほど申し上げましたように、報告1と2については非公開として聴取いたします。

なお、この議案をもって本日の教育委員会は閉会いたしますので、傍聴人の方のご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○報告事項

1. 令和4年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）

(総-2・教育総務課)

教 育 長 　　では、報告1「令和4年度教育委員会事務局職員異動（係長級以上）」について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 　　資料は「総-2」になります。

人事異動の内示がされておりまして、教育委員会事務局の係長級以上ですが、その資料になっております。

1 ページが課長級、2 ページ以降が課長補佐と係長級ということですが、

まず、1 番の幹部職員の転入でございます。

4 名転入が決まっております。このうち2 名は、教育委員会内部での異動ということになっております。

2 番が、兼務ですが、副参事、施設整備担当が異動になります。

建築指導課長から副参事に異動ということで、政策経営部施設経営課長との兼務ということですが、

下の方、5 番のところ、現任の副参事は兼務解除で、都市整備部計画課長へ転出ということになっております。

めぐりまして、3 番の昇任でございます。

昇任で、2 名配置につきます。記載のとおりです。

それから、4 番は転出でございます。3 名が転出でございます。

それから、一番下の方、6 番ですが、定年退職1 名でございます。

続きまして、2 ページ目に参ります。

タイトルのところに係長級とありますが、課長補佐級と係長級の職員異動で、括弧の中は昇任、転入でございます。転出、退職とございますが、これは後ほど出てまいります。

まず、(1) のところ、課長補佐級昇任でございます。

4名が昇任で配属されます。

それから、(2)のところですが、係長級職員の昇任ということで、主査または技能長として配属されます。このうち4名が、教育委員会以外の部署からの転入となっております。

続きまして、(3)課長補佐級の転入でございます。

2名転入となっております。

次に、(4)の係長級職員の転入異動でございます。

3ページ目にかけてございますが、15名が転入、あるいは教育委員会内部の異動ということになっております。

それから、3ページ目の8番でございます。

係長級職員転出でございます。13名が転出となっております。

最後に、9番、係長級の退職でございます。

2名が定年退職、3名が勸奨退職となっております。

係長級と課長補佐が定年退職1名、それから、勸奨退職も1名、課長補佐がおります。

記載のとおりとなっております。雑駁ですが、説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。
 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 令和4年度 区立学校管理職等異動

(指-1・指導室)

教 育 長 では、続いて、報告2「令和4年度区立学校管理職等異動」について、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 よろしくお願いたします。

資料の方は「指-1」になります。

令和4年度の小中学校及び幼稚園の管理職異動についてご報告いたします。

なお、小中学校につきましては、4月1日の新聞報道までは区民や保護者に対しては情報が漏れることがないように、情報の取扱いにご留意いただきますよう、よろしくお願いたします。

初めに、1の校長の異動についてでございます。

異動対象者の学校は、再任用での継続及び統括校長の指定を含めまして、小学校が28校、中学校が16校です。

備考欄に記載してある内訳で整理をしますと、小学校では区内小学校校長からの異動は8名です。昇任者も8名です。

再任用は12名で、そのうち現任校に残る者が11名となっております。
中学校につきましては、区内中学校校長からの異動は2名です。
昇任者は4名となっております。

再任用は10名で、そのうち現任校に残る者が9名おります。
2は、園長の異動です。

高島幼稚園の副園長が園長に昇任いたします。

3は、副校長の異動です。異動者対象の学校は、再任用での継続も含めまして、小学校が29校、中学校が11校で、詳細は記載のとおりでございます。

4、副園長の異動でございます。

荒川区を退職いたしまして、板橋区に採用という形で、新たな副園長が着任いたします。

続きまして、5は園長の転出者、6は副校長の転出者、7は校長の退職、8は再任用校長の再任、9は副校長の退職、10は再任用副校長の再任で、いずれも記載のとおりでございます。

なお、校長の定年退職者のうち、小学校4名、中学校5名が再任用校長となります。副校長の定年退職者のうち、中学校1名が再任用副校長となります。

最後、11以降は指導主事の異動について記載しております。
説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。
 よろしく願いいたします。
 そのほか、ございますでしょうか。

教育総務課長 1件、追加で報告を行いたいのですが、本件に関しましては、この報告事項の件名を申し上げることで、個人が特定されるなどの影響が懸念されることから、この場で非公開として聴取を行っていただけるようお願いいたします。

教 育 長 非公開による聴取を行うことにご異議ございませんか。

(異議なし)

○追加報告事項
(非公開)

(教育総務課)

教 育 長 そのほか、ございますでしょうか。
 では、私の方から、1つ、ご報告させていただきます。
 このたび、3月31日をもちまして、松澤委員が任期満了となりまして、大変残念ではございますが、ご退任されることとなりました。

松澤委員におかれましては、平成26年4月に就任されて以来、8年という長きにわたり、板橋区の教育行政にご尽力いただき、ありがとうございました。

本日が最後の教育委員会となりますので、松澤委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

松澤委員、お願いいたします。

松澤委員 お時間をいただきまして、ありがとうございます。

8年にわたり、事務局の皆様、各委員の先生方にもお世話になりまして、何とか無事に終えることができましたので、ありがとうございます。

今までの思いを紙に書いてきましたので、これを読みたいと思います。

板橋区の坂本健区長からご連絡をいただいたときから8年が経ちます。

私にとっては、本当に長く、そして張り詰めた8年間であったと思っております。

私が委員になって最初のときの気持ちと、今の気持ちは全く変わっていないことをお伝えしたいと思います。常に平等、公平、中立性を考えて、そして、その一瞬一瞬を全力でありたい。

私たち大人にとっては、何十回、何百回かもしれないのですが、子どもたちの一人一人には一生のうちの1回の行事ということをいつも心の中に思いながら、意識をしていたのを思い出します。そのことが私の信念であり、区長から言われた「志」というものなのかもしれません。

私が15歳のときに志村第三中学校で志したのは、花や緑の世界をめざして進んできたのですが、そして、それがいつの日か、このまちを、このようなまちに住みたいと思われるような環境の場所にしたいという思いに、いつの間にか変わって、そして、いつしか、この板橋をこれから作り上げていく子どもたちにその思いを伝えたい、そして、それを実現してほしいという思いに変わっていきました。

未来の子どもたちに私たちの姿を見せることと、毎日の最も小さなその積み重ねこそが最も偉大なものになる、偉大なものを作っていくと私は信じています。

小さくて豆粒のような子たちを見ていると、いずれその子どもたちが大きくなって、大木になってこのまちを支えていく姿を想像していると、嬉しくなってきます。それが今の私の夢であって、望んでいることです。

たった小さな一言かもしれませんが、その一言を聞いた1人が救われて、そして、その人が多くの人を救ってくれる、その姿を、私は今まで見てきましたし、これからも見られるのではないかというふうに思います。

環八という道路が家の近くにあるのですが、その環八の大通りで、子どもたちが渡って来る交差点にいつも立っている方がいて、そのおじさんがすごい大声で、子どもたちに「危ないよ」ということをずっと言ってくれて、今は別の人に変わってしまっているのですが。本当にありがとうございました。そして、小学校から、子どもがふらふらと学校を飛び出していなくなってしまったときに、その子どもを地域で探し回っていた主事の方がいて、本当に子どもの安全を守ってくれ

て、必死で近所を探し回ってくれてありがとうございました。

そのような子どもたちを見守ってくれている多くの方々がいる。私は、いつもその人たちに感謝の気持ちでいっぱいです。この仕事をするときも、そのような人たちに感謝の気持ちを恩返しできたらなというふうに思ってやってきました。

そのような小さなことの積み重ねこそが板橋区の教育を支えていると私はずっと思って、これからも見ていきます。

最後に、学校の先生には、胸を張って、誇りを持って、その個性を生かして、未来の板橋をつくっているというふうに、自信をもってほしいなというふうに思っていて、その背中を子どもたちが見て、それで育ってほしいというふうに思っています。先生は先生でも、やっぱり良い先生をめざしてほしいと思います。

小さな子どもたちは、先生の後ろをついていきますし、先生が正しい道に導いてくだされば、それは必ず子どもたちにも良い道になるというふうに、そして、板橋区の先生たちならきっとできる、そのように私は信じています。

私事ではありますが、私は4月1日より、板橋区の、区内では1件だけしか残っていない、花の農家ということになっているのですが、私1人しかいないので、誰も歩かない道をずっとかき分けて、かき分けて、かき分けて道を作ってきたと、そういうふうに思っています。また、その道をかき分けて進んでいきたいというふうに思います。

まだ見たことのない景色。僕にしかできない景色、板橋区では見たことのない景色を描いていきたいなというふうに思っていて、それには多くの時間がかかるかもしれませんが、私が成し遂げられなくても、次の世代がきっと成し遂げてくれると思っています、それが次につながるということだと思います。

また、皆様にどこかでお会いする機会があれば、一緒に教育について語れるように、本当に楽しみにしておりますので、本当に皆様もご健康で、体に気をつけて、ぜひこれからのご活躍をお祈り申し上げます。

本当に8年間ありがとうございました。そして、今日でさようならです。ありがとうございました。

教 育 長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会いたします。

ありがとうございました。

午前 11時 56分 閉会